

※規約等に異動があった場合には、異動後の文書を提出してください

届出事項等の異動届

令和元年 5 月 7 日

総務大臣  
島根県選挙管理委員会 殿

異動後の名称、所在地、代表者

政治団体の名称 □田◇夫後援会

事務所の所在地 島根県●●市□□町 3-4

代表者の氏名 □海 ☆太郎

{政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第 6 条第 2 項の規定により提出した綱領等の内容} に異動があったので、同法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項

主たる事務所の所在地、代表者（異動が生じた項目を記載）

2 内容

(1) 新

別紙のとおり

(2) 旧

本人の自筆署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要になりますので、ご注意ください（詳しくは備考 2 をお読みください）。

3 異動年月日

令和元年 5 月 1 日（実際に異動が生じた日を記載）

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（記名押印）を講ずる場合は、この限りでない。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体が法第 19 条の 8 第 2 項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第 5 条第 4 号に掲げる文書の内容に異動があった場合には、別の様式に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があった場合は、異動後の文書を提出すること。

(別 紙)

事務所の所在地の変更

新 住所 島根県●●市□□町3-4 (〒 000 - 0000 )  
(TEL 8888 - 88 - 8888 )

旧 住所 島根県●●市▲▲町1-2

代表者の変更

新 住所 島根県●●市☆☆町5-6 (〒 000 - 0000 )  
(TEL 9999 - 99 - 9999 )

(ふりがな) かうみ ほたろう  
氏名 □海 ☆太郎 生年月日 H 1 1 年 1 月 1 日

旧 住所 島根県●●市▲▲町1-2

氏名 □田 ◇夫

会計責任者の変更

新 住所 \_\_\_\_\_ (〒 \_\_\_\_\_ )  
(TEL \_\_\_\_\_ )

(ふりがな) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 H \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

旧 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

会計責任者の職務代行者の変更

新 住所 \_\_\_\_\_ (〒 \_\_\_\_\_ )  
(TEL \_\_\_\_\_ )

(ふりがな) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 H \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

旧 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

選任年月日 令和元年 5 月 1 日 (実際に選任された日)